

令和2年度

P T A活動の  
しおり



江戸川区立松江小学校 P T A

# 江戸川区立松江小学校PTA会則

## 第1章 名称と事務所

第1条 この会は、江戸川区立松江小学校PTAといたします。

第2条 この会は、事務所を当学校内におきます。

## 第2章 目的と方針

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、学校・家庭及び社会における児童の幸福な成長をはかる事を目的とします。

第4条 この会は教育を本旨として、自主的に運営される団体として、次の方針に従って活動します。

- 1 本会の目的に沿う、他の団体及び機関と協力し合います。
- 2 特定の政党・宗教・その他の干渉を受けず、また会員は他の目的に会を利用することは出来ません。
- 3 学校の教育方針に協力し、人事や管理などには関与しません。

## 第3章 活動

第5条 この会の目的を達成するために、次の活動をします。

- 1 会員の研修を深め、児童の教育の向上に努めます。
- 2 学校と家庭との密接な連携によって、児童の心身の健全な発達をはかります。
- 3 児童を校外生活における多くの危険や影響から守ります。
- 4 地域社会の教育環境を積極的に改善するよう努めます。
- 5 その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行います。

## 第4章 会員

第6条 会員は本校児童の保護者と教職員とします。また会員は全ての平等の義務と権利を有します。

第7条 会員は1家庭につき500円の月会費を納めるものとします。

(※年額5,000円です。)但し、8月分と3月分を除き10ヵ月分とします。

## 第5章 経理

第8条 この会の活動に要する経費は、会費・その他の収入をもってこれに当てます。

第9条 予算は運営委員会で編成し、総会で決定されます。

第10条 決算は会計監査を経て総会に報告され、会員の承認を得なければなりません。

第11条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

## 第6章 役員

第12条 この会の役員は次の通りとします。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 書記 2名以上
- 4 会計 2名以上
- 5 監査 若干名

第13条 役員の任務

- 1 会長はこの会を代表し、総会・運営委員会・役員会・その他の会を招集し会務を総括します。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行します。
- 3 書記は総会・運営委員会・役員会の通知の発送、議事の進行と記録、文章の保管及び会の庶務を行います。
- 4 会計は一切の会計事務を処理し、総会・運営委員会・役員会において必要に応じて会計報告を行います。また、この会の財産を管理します。
- 5 監事はPTA活動全般において、必要な指導・助言を行います。

第14条 役員の任期

- 1 原則として会長は任期2年とし、役員は3年とします。
- 2 一期3年以上務めた方のみ、卒業対策委員は免除とします。
- 3 一期3年以上務めた方のみ、その後の担当係は永久免除とします。

## 第7章 役員の選出方法

第15条 この会の役員は別途定める細則によって選出します。

- 1 選考委員会は細則に従って選ばれた役員の候補者を定期総会に提案して承認を求めます。

## 第8章 会計監査

第16条 この会の経理を監査するため、若干名の会計監査をおきます。

第17条 会計監査は選考委員会の推薦により、定期総会に提案して承認を受けます。

第18条 会計監査は必要に応じてこの会の経理状況について監査することが出来ます。

## 第9章 組織

第19条 この会を運営していくために、次の機関をおきます。

- 1 総会
- 2 運営委員会
- 3 役員会
- 4 学級代表
- 5 担当係
- 6 登録制ボランティア
- 7 卒業対策委員会

第20条 これらの機関は、この会の目的や方針に基づいて活動と運営を行います。

## 第10章 総会

第21条 総会はこの会の最高決議機関であって、すべての会員をもって構成されます。

第22条 会の予算・決算・年間活動方針並びに新役員・会計監査の承認その他重要な事項を決めます。

第23条 定期総会は毎年度始めに開きます。臨時総会は、会員の五分の一以上の要求があったとき、または運営委員会が必要と認めたときに開きます。

第24条 総会は、会員の三分の一以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって決定します。

## 第11章 運営委員会

第25条 役員・学級代表及び、学校代表によって構成しPTAの運営について審議します。また各学級・学年・ボランティアとの連絡調整をはかり、総会に提出する議案を審議します。

第26条 学校側代表は、学校より推薦を受けたものとします。

第27条 運営委員会は定例会のほかには会長が必要と認めたとき、または構成員の三分の一以上の要求があったときに開きます。

## 第12章 役員会

第28条 役員会はこの会の活動に必要な企画を行い、運営委員会に提案するほか総会・運営委員会で決定されたことがら及び、緊急なことがらを処理します。

第29条 役員会は必要に応じて会長が招集します。

## 第13章 学級代表

第30条 この会の活動を推進するために、各学級より2名学級代表を選出し、運営委員会と各学級の橋渡し役を行います。各学年の行事等の手伝い、担当係以外の行事等に参加・協力します。

各クラスよりPTA役員候補を1名以上選出していただきます。

## 第14章 学期リーダー

削除

## 第15章 担当係

第32条 担当係はその担当になった学級の保護者全員がボランティアとして、活動を行います。ふるさとまつり係からは2名のリーダーを選出し、運営委員会と各係との橋渡し役を行います。担当係は次の通りです

- 1 ふるさとまつり係（リーダー各クラス2名）  
毎年7月に開催するPTA主催の「ふるさとまつり」の企画・運営に参加・協力をします。
- 2 運動会係  
運動会当日の受付・校内パトロールなどに参加・協力をします。
- 3 歓送迎会係  
毎年5月に開催するPTA主催の「歓送迎会」に参加・協力をします。
- 4 新年会係  
毎年1月に開催するPTA主催の「新年会」に参加・協力をします。
- 5 ニュース係（各学級2名）  
広報まつえ等の取材・作成を行います。
- 6 レクリエーション係（各学級2名）  
保護者同士の親睦を深める行事の企画・運営をします。
- 7 ベルマーク係（各学級1名）  
ベルマークの仕分け、計算などを行います。

- 8 各子供会役員の方は、子供会役員任期中は担当係を免除とします。担当係免除申請書を提出していただきます。ですが、担当係をやっていただいても構いません。
- 9 卒業対策委員会の方で、他の学年でも担当係をする方はその年度のみ免除となります。ですが、他の学年でも担当係をやっていただいても構いません。（選考委員も同じ）

## 第16章 登録制ボランティア

第33条 登録制ボランティアはPTA活動を行う上で必要な役割を、各会員がそれぞれの得意分野や時間を有効活用していただけるよう、あらかじめ各種ボランティアに登録をし、参加・協力をしていただきます。登録制ボランティアは次の通りです。

- 1 印刷ボランティア  
登校時旗振り表の最終チェックと印刷、また、広報紙やその他印刷物の印刷を担当します。
- 2 研修会参加ボランティア  
校内・校外においてPTAの参加が求められる研修会や講演会に参加していただきます。
- 3 すくすくスクールボランティア  
すくすくスクール主催の各種教室や行事等に協力します。
- 4 おやじの会  
各行事のテント設営などのお手伝いに参加していただきます。  
本部役員の指示のもと活動になります。
- 5 環境ボランティア  
PTA花壇の管理等のお手伝いなどしていただきます。
- 6 ベルマークボランティア  
ベルマークの仕分け、計算などを行います。

## 第17章 特別委員会

第34条 その他この会の目的を課するために必要な委員会をおく事が出来ます。特別委員会についての必要なことからは運営委員会で決めます。

## 第18章 顧問・相談役

第35条 この会は顧問及び相談役をおく事が出来ます。

- 1 顧問はこの会の会長を務めた者および校長を退任した者を総会の承認を得て決定します。
- 2 相談役はこの会の役員又は運営委員を連続3年以上、または選考委員長を務めた者で総会の承認を得て決定します。

第36条 顧問・相談役はこの会の目的達成のために必要な指導・助言を行うことが出来ます。

## 第19章 教職員

第37条 教職員はこの会において次の役割を課します。

- 1 各委員会に属し必要な助言が出来ます。
- 2 学級・学年集会に出席して意見を述べ或いは、学校の立場について話すことが出来ます。
- 3 校長及び副校長は、各種の会合に出席して意見を述べる事が出来ます。

## 第20章 細則及び規定

第38条 この会の運営に関して必要な細則及び規定は会則に反しない限りは運営委員会の議決によって定めることが出来ます。

第39条 運営委員会は細則及び規定を制定及び改廃した時はその結果を次の総会に報告しなければなりません。

第40条 慶弔については別に規定をつくります。

## 第21章 改正

第41条 この会則の改廃は総会において出席者の三分の二以上の賛成を得なければなりません。

## 付則

この会則は昭和53年3月16日より施行します。

昭和59年	4月24日	一部改正
平成4年	4月28日	一部改正
平成7年	4月26日	一部改正
平成9年	11月28日	一部改正
平成13年	3月13日	一部改正
平成14年	5月9日	一部改正
平成15年	5月9日	一部改正
平成18年	5月16日	一部改正
平成20年	5月22日	一部改正
平成21年	5月27日	一部改正
平成22年	5月26日	一部改正
平成23年	5月23日	一部改正
平成24年	3月12日	一部改正
平成28年	3月7日	一部改正
平成29年	3月6日	一部改正
平成30年	3月5日	一部改正
平成31年	3月4日	一部改正



# 江戸川区立松江小学校 P T A 細則

## 第 1 章 選考委員会としての心構え

- ① 公明正大を第一義とする。
- ② すべての委員は会議内容についての守秘義務を負う。
- ③ 委員以外の者に会議内容を伝える必要が生じた時は選考委員長の許可を必要とする。
- ④ 委員長は以上の他、以下の事に留意すべきである。
  - ア. 選考では候補者として名の挙がった者の長所について数多く意見を求め欠点についての議論は必要ないと心得るべきである。
  - イ. 委員長は 4 月より活動に入れるがその主たる仕事は情報収集とその分析である。選考は選考委員会で行うべきである。
- ⑤ 選考委員会の目的は『次年度のために夢のある P T A を作ろう』とすることである。『夢のある選考委員会は夢のある人事ができる』

## 第 2 章 役員の選考と選考委員会について

### 第 1 条 選考委員会委員長の選出

- ① 選考委員会委員長は前年度末の役員会または運営委員会によって次年度の選考委員会長が選出される。
- ② 選考委員長の資格は前年度末運営委員会開催時において次の順序による
  - ア. 次年度末子が最終学年となる「運営委員会経験者」。又は役員会において選出された者。
  - イ. 削除
  - ウ. 会長及び役員の推薦
- ③ 選出された選考委員長はその次年度の 4 月より正式にその活動に入ることができる。但し、選考決定は選考委員会で行う。

### 第 2 条 選考委員の選出について

- ① 選考委員会は選考委員長の指名により選出される。

### 第 3 条 選考委員会の運営方法

- ① 削除
- ② 削除
- ③ 削除

### 第 4 条 選考

- ① 削除
- ② 削除
- ③ 削除
- ④ 削除
- ⑤ 削除

## 第 3 章 卒業対策委員会

第 5 条 卒業対策委員長は 6 学年の各クラスから選出された卒業対策委員の中から選出される。

第 6 条 卒業対策委員長のほかに副委員長若干名、書記若干名、会計若干名を選出する。

